

自己資本の充実の状況

単体における事業年度の開示事項

■ 自己資本の状況

本開示に関する諸計数は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第21号)に定められた算式に基づき算出しています。また、平成22年3月期の当金庫の自己資本比率は10.89%で、国内基準の4%を上回り、高い水準を維持しています。

自己資本比率は、金融機関の財務の健全性をみる上で最も代表的かつ重要な指標です。特に、自己資本の基本的項目(A)は、中核的自己資本(Tier1)とも呼ばれ、Tier1だけで測定した自己資本比率(Tier1比率)も注目されています。当金庫はTier1比率も9.74%と高い水準にあります。

当金庫の自己資本のほとんどが、配当や利払い、返済負担等のない純粋な利益の蓄積である「特別積立金」で占められ、その額は285億円に達しています。中身の濃い充実した自己資本が、皆さまに安心してお取引いただける当金庫の堅実経営の源泉となっています。

■ 自己資本の構成に関する事項

自己資本の構成に関する事項(単体自己資本比率)

		単位：百万円	
項目	平成20年度	平成21年度	
(自己資本)			
出資金	2,417	2,467	
うち非累積的永久優先出資	—	—	
優先出資申込証拠金	—	—	
資本準備金	—	—	
その他資本剰余金	—	—	
利益準備金	2,449	2,467	
特別積立金	27,130	28,530	
次期繰越金	159	124	
その他	—	—	
処分未済持分(△)	16	12	
自己優先出資(△)	—	—	
自己優先出資申込証拠金	—	—	
その他有価証券の評価差損	—	—	
営業権相当額(△)	—	—	
のれん相当額(△)	—	—	
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—	
基本的項目 (A)	32,139	33,577	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	1,738	1,801	
一般貸倒引当金	2,699	2,791	
負債性資本調達手段等	—	—	
負債性資本調達手段	—	—	
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—	
補完的項目不算入額(△)	495	637	
補完的項目 (B)	3,942	3,955	
自己資本総額 [(A) + (B)] (C)	36,082	37,533	
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	3,180	4,138	
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—	
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	2,600	2,600	
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—	
基本項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ/オストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—	
控除項目不算入額(△)	3,180	4,138	
控除項目計 (D)	—	—	
自己資本額 [(C) - (D)] (E)	36,082	37,533	
(リスク・アセット等)			
資産(オン・バランス項目)	327,037	320,012	
オフ・バランス取引等項目	2,777	2,111	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	22,792	22,525	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等計 (F)	352,607	344,650	
単体 Tier1比率 (A/F)	9.11%	9.74%	
単体自己資本比率 (E/F)	10.23%	10.89%	

(注) 平成20年度については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しておりません。なお、「その他有価証券の評価差損」の額(1,249百万円)を控除して計算した場合には、自己資本比率は9.87%となります。

自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)で構成されています。自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外は、基本的項目では地域のお客様からお預りしている出資金が該当します。

■ 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する事項

単位：百万円

	平成20年度		平成21年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計 (I + II)	329,815	13,192	322,124	12,884
I 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	329,555	13,182	321,864	12,874
①ソブリン向け	541	21	532	21
②金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	33,918	1,356	35,359	1,414
③法人等向け	106,634	4,265	99,964	3,998
④中小企業等向け及び個人向け	85,738	3,429	83,921	3,356
⑤抵当権付住宅ローン	12,363	494	11,565	462
⑥不動産取得等事業者向け	60,115	2,404	57,184	2,287
⑦三月以上延滞等	1,614	64	2,384	95
⑧信用保証協会等による保証付	1,413	56	1,715	68
⑨出資等	6,622	264	8,016	320
⑩その他	20,592	823	21,219	848
II 証券化エクスポージャー	259	10	259	10
ロ. オペレーショナル・リスク	22,792	911	22,525	901
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	352,607	14,104	344,650	13,786

(注) 1. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を使用しております。

(オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法) $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

2. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 $\times 4\%$

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率はもちろんのことTier1比率の状況についても、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分に保っています。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。なお、事業計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

〔用語の説明〕

リスク・アセット

リスクを有する資産(貸出金や有価証券等)をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことです。

所要自己資本額

各々のリスク・アセット $\times 4\%$ (自己資本比率規制における国内基準)

エクスポージャー

資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のこと。

ソブリン

中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会及び農業信用基金協会のこと。

三月以上延滞等

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスクウェイトが150%になったエクスポージャーのこと。

自己資本

出資金・利益準備金・特別積立金等の基本的項目(Tier1)と一般貸倒引当金等の補完的項目(Tier2)で構成されます。

自己資本比率

自己資本の総額 \div (信用リスク・アセット + オペレーショナル・リスク相当額を8%で割って得た額)

Tier1比率

補完的項目(Tier2)を除いた自己資本比率で、この比率が高いほど自己資本の質が高いとされています。

■信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別）

平成20年度 単位：百万円

地域区分 業種区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞 エクスポー ジャー
		貸出金、コミットメ ント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引		
国	内	678,251	372,886	166,203	21	3,450
国	外	11,503	—	11,503	—	—
地 域 別 合 計		689,754	372,886	177,706	21	3,450
製 造 業		66,686	44,415	18,685	—	326
農 業		223	219	—	—	1
林 業		2	2	—	—	—
漁 業		1,927	1,927	—	—	—
鉱 業		520	520	—	—	—
建 設 業		21,640	21,179	399	—	711
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業		15,086	144	14,400	—	—
情 報 通 信 業		3,168	506	2,498	—	14
運 輸 業		25,763	22,276	2,598	—	485
卸 売 業・小 売 業		33,525	30,592	2,402	—	484
金 融 業・保 険 業		169,201	4,140	57,893	20	—
不 動 産 業		64,800	63,491	199	—	280
各 種 サ ー ビ ス		41,278	39,926	449	—	742
国・地 方 公 共 団 体 等		99,278	21,099	78,179	—	—
個 人		114,768	114,706	—	—	403
そ の 他		31,882	7,734	—	0	—
業 種 別 合 計		689,754	372,886	177,706	21	3,450

平成21年度 単位：百万円

地域区分 業種区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞 エクスポー ジャー
		貸出金、コミットメ ント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引		
国	内	683,372	364,334	174,367	16	5,299
国	外	5,855	—	5,855	—	—
地 域 別 合 計		689,228	364,334	180,222	16	5,299
製 造 業		70,183	42,481	24,038	—	466
農 業、林 業		265	263	—	—	—
漁 業		1,776	1,776	—	—	49
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業		516	516	—	—	—
建 設 業		19,714	19,034	599	—	720
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業		12,313	122	11,588	—	—
情 報 通 信 業		2,732	444	2,098	—	12
運 輸 業、郵 便 業		26,551	21,661	4,096	—	506
卸 売 業、小 売 業		33,734	30,448	2,721	—	1,796
金 融 業、保 険 業		174,122	4,040	58,932	15	6
不 動 産 業		71,487	69,119	1,298	—	329
物 品 賃 貸 業		3,198	2,994	50	—	1
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業		1,845	1,763	—	—	6
宿 泊 業		2,501	2,500	—	—	83
飲 食 業		3,940	3,916	—	—	253
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業		10,740	10,286	249	—	351
教 育、学 習 支 援 業		878	878	—	—	—
医 療・福 祉		7,513	7,367	—	—	69
そ の 他 の サ ー ビ ス		7,032	6,915	—	—	133
国・地 方 公 共 団 体 等		98,119	23,570	74,549	—	—
個 人		112,875	112,850	—	—	508
そ の 他		27,183	1,381	—	0	—
業 種 別 合 計		689,228	364,334	180,222	16	5,299

(注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除きます。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことであり、上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産などが含まれます。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産などが含まれます。
 4. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準業分類が改定されたことに伴い、平成21年度は改定後の日本標準業分類に準じて区分しております。

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（残存期間別）

単位：百万円

期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高							
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
1 年 以 下	141,731	147,739	63,264	59,394	23,042	30,253	0	0
1 年 超 3 年 以 下	134,673	122,933	29,474	30,252	55,089	42,403	5	4
3 年 超 5 年 以 下	93,805	91,955	43,123	39,737	50,282	52,015	0	1
5 年 超 7 年 以 下	40,198	44,045	25,488	27,797	14,399	15,664	5	3
7 年 超 10 年 以 下	67,363	76,625	45,626	43,746	21,462	32,876	6	2
10 年 超	179,922	171,051	163,638	161,501	13,429	7,009	3	3
期間の定めのないもの	32,058	34,877	2,270	1,904	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	689,754	689,228	372,886	364,334	177,706	180,222	21	16

(注) オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除きます。

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスクウェイトとは、自己資本比率を算出する際のリスクアセット額（算式の分母に相当）を求めるために使用する掛目のことです。当金庫は、標準的手法を採用しており、保有する資産の一部（有価証券等）のリスクウェイトの判定に使用する格付機関は、以下の4社です。

1. 格付投資情報センター
2. 日本格付研究所
3. スタンダード&プアーズ
4. ムーディーズ

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

単位：百万円

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一 般 貸 倒 引 当 金	平成20年度	1,957	2,699	—	1,957	2,699
	平成21年度	2,699	2,791	—	2,699	2,791
個 別 貸 倒 引 当 金	平成20年度	6,210	6,924	2,467	3,742	6,924
	平成21年度	6,924	8,018	1,637	5,287	8,018
合 計	平成20年度	8,167	9,623	2,467	5,699	9,623
	平成21年度	9,623	10,809	1,637	7,986	10,809

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

単位：百万円

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高			
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
製 造 業	687	453	△234	248	453	701	—	0
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	7	8	1	18	8	27	—	—
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業	—	219	219	47	219	266	—	—
建 設 業	604	516	△88	△75	516	440	5	7
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	—	—	—	1	—	1	—	—
情 報 通 信 業	4	3	△1	0	3	3	—	—
運 輸 業、郵 便 業	2,339	1,424	△915	△132	1,424	1,292	—	—
卸 売 業、小 売 業	618	2,335	1,717	△314	2,335	2,020	1	2
金 融 業、保 険 業	122	132	10	15	132	147	—	—
不 動 産 業	614	622	8	375	622	997	—	—
物 品 賃 貸 業	1	1	0	0	1	0	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	35	—	35	—	0
宿 泊 業	53	101	47	792	101	893	—	—
飲 食 業	86	142	56	△13	142	129	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	—	—	—	304	—	304	—	—
教 育、学 習 支 援 業	170	128	△41	△1	128	126	—	—
医 療・福 祉	98	131	32	△97	131	33	—	—
そ の 他 サ ー ビ ス	318	290	△27	△175	290	115	—	—
国・地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	483	414	△69	66	414	480	0	—
合 計	6,210	6,924	714	1,093	6,924	8,018	6	10

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位：百万円

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%) ^{※1}	エクスポージャーの額 ^{※2}			
	平成20年度		平成21年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	107,790	—	104,818
10%	—	18,027	—	19,951
20%	76,585	120,269	24,481	182,083
35%	—	35,590	—	33,281
50%	15,861	2,221	23,523	3,531
75%	—	117,485	—	112,486
100%	10,795	184,858	8,968	175,584
150%	—	268	—	515
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	689,754	—	689,228	—

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位：百万円

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
ポートフォリオ				
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	9,024	8,353	59,191	62,072
①ソブリン向け	—	—	37,284	36,501
②金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
③法人等向け	2,348	2,290	4,376	6,728
④中小企業等向け及び個人向け	6,200	5,721	17,327	18,571
⑤抵当権付住宅ローン	10	11	—	—
⑥不動産取得等事業者向け	463	323	5	7
⑦三月以上延滞等	0	5	198	264

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 保証を適用している保証人は、地方公共団体、信用保証協会です。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、与信審査にあたり、担保又は保証に過度に依存することなく、資金使途、返済原資、財務内容および経営者の経営手腕等、様々な観点から判断を行っておりますが、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合は、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約をいただくなど適切な取扱いに努めています。

当金庫が取り扱う担保には当金庫預金積金・有価証券・不動産等、また保証には人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、その手続については、当金庫が定める「担保評価基準書」及び「事務取扱要領」等により、適正な担保評価及び適切な事務取扱を行っています。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な取扱いを行っています。

パーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、預金積金担保・上場株式等の適格金融資産担保・保証・未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、地方公共団体保証は政府保証と同様、その他保証会社等による保証は適格格付機関による格付により判定しています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っています。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引、金利関連取引として金利スワップ取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めています。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

単位：百万円

	平成20年度	平成21年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	3

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
I 派生商品取引合計	21	16	21	16
①外国為替関連取引	0	0	0	0
②金利関連取引	20	15	20	15
II 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	21	16	21	16

(注) 1. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。
2. 保有する投資信託の裏付資産のうち「派生商品取引」に該当する資産を含みます。

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化は、一般的に証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券等投資の一環として購入したものです。購入にあたっては投資対象を一定の信用力を有するものに限定し、適正な運用・管理を行っています。

1. オリジネーターの場合
該当するものはありません。

2. 投資家の場合

保有する証券化エクスポージャーの額 単位：百万円

	平成20年度	平成21年度
証券化エクスポージャーの額	546	548

(注) 「証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスクアセットの額」に該当するものはありません。

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスクウェイトの区分ごとの残高及び必要自己資本の額等 単位：百万円

告示で定めるリスクウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
20%	46	48	0	0
50%	500	500	10	10

出資等エクスポージャーに関する事項

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等① 単位：百万円

区 分		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		うち損
						うち益	うち損	
上 場 株 式	平成20年度	—	—	6,978	5,564	△1,414	388	1,802
	平成21年度	—	—	6,094	6,210	116	580	464
非 上 場 株 式 等	平成20年度	—	—	—	—	—	—	—
	平成21年度	—	—	—	—	—	—	—
合 計	平成20年度	—	—	6,978	5,564	△1,414	388	1,802
	平成21年度	—	—	6,094	6,210	116	580	464

(注) 1. 上場株式の貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 投資信託の裏付け資産のうち「出資等エクスポージャー」に該当するものは一括して上場株式に含めております。ただし、貸借対照表計上額は取得原価で計上しております。

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等② 単位：百万円

区 分		その他有価証券で時価のないもの等	
		貸借対照表計上額	
上 場 株 式	平成20年度	—	—
	平成21年度	—	—
非上場株式等	平成20年度	1,405	—
	平成21年度	2,345	—
合 計	平成20年度	1,405	—
	平成21年度	2,345	—

(注) 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫出資金、投資事業有限責任組合出資持分等です。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 単位：百万円

区 分		売却額			株式等償却
		売却益	売却損		
出資等エクスポージャー	平成20年度	2,171	1,037	369	17
	平成21年度	1,206	186	—	2

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、株式関連投資信託、その他投資事業組合への出資金が該当します。そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会、リスク管理委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けています。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用基準」や「資金運用細則」に基づいた厳格な運用・管理を行っています。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」及び、当金庫が定める「有価証券の会計処理要領」「金融商品の時価算定要領」等に従った、適正な処理を行っています。

金利リスクに関する事項

金利リスクに関する事項は23ページをご覧ください。

オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関する事項は22ページをご覧ください。